

調査の結果はこのように利用されています



社会生活基本調査の結果は より良い暮らしと社会のために
国や地方公共団体の施策に幅広く活用されています



仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランスの推進)



男女共同参画社会の形成



少子高齢化対策



地方公共団体におけるスポーツや
文化振興などの推進といった地域振興

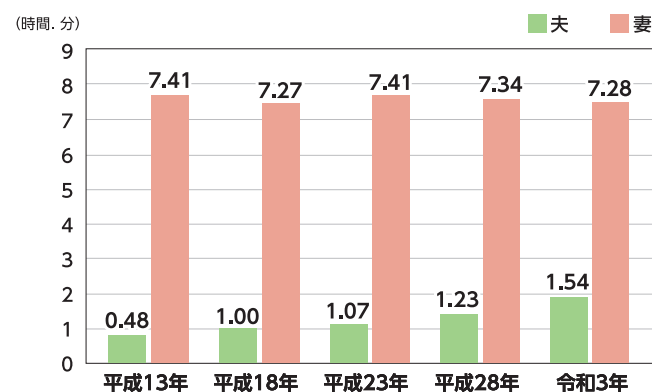


例えば



こども政策を総合的に推進するための基本方針である「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)では
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大が重要事項としてあげられています
社会生活基本調査では 男女別の家事関連時間の状況など 少子化対策の施策に必要な基礎資料を提供して
います

6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間
(夫婦と子供の世帯 週全体平均)ー平成13年～令和3年



妻と夫の家事関連時間の差は縮小したものの
依然として一定の差があることが分かります
なお 夫の家事関連時間が増加した一方で 妻
の家事関連時間は大きく変化していませんが
これは家事関連時間のうち 夫の家事時間及び
育児時間が増加傾向で推移した一方 妻の家事
時間は減少傾向 育児時間は増加傾向で推移し
たことによるものです

調査結果はどなたでも利用できます

令和9年9月頃から順次 総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します



総務省統計局のホームページ

<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局



政府統計の総合窓口「e-Stat」

社会生活基本調査を含め 政府統計を収録した統計ポータルサイトです
<https://www.e-stat.go.jp/>

e-Stat



あなたの一日が、未来を描く
令和8年

社会生活 基本調査

回答は
インターネットで
かんたん便利に!

令和8年10月20日現在で

社会生活基本調査を行います

統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づく国の重要な統計調査です

社会生活基本調査は 統計法により昭和51年に開始されて以来 5年ごとに実施されています
今回の調査で11回目となり 50年の節目を迎えます

この調査は 人々の生活時間の使い方や自由時間の活動状況を把握し
より良い社会をつくるための基礎データとして活用されています

社会生活
基本調査 50TH

社会生活基本調査に関する
詳しい情報はこちら

社会生活基本調査 検索



総務省統計局・都道府県



社会生活基本調査の結果は、「持続可能な開発
目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状
を確認するためにも活用されます。

社会生活基本調査はこんな調査です

調査の目的

わたしたちが1日の時間をどのように使っているか
また 過去1年間に「スポーツ」「趣味・娯楽」など どのような活動を行ったかを調査し 国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています



調査の対象

統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた世帯(約9万5千世帯)のうち 10歳以上の世帯員(約19万4千人)が対象となります

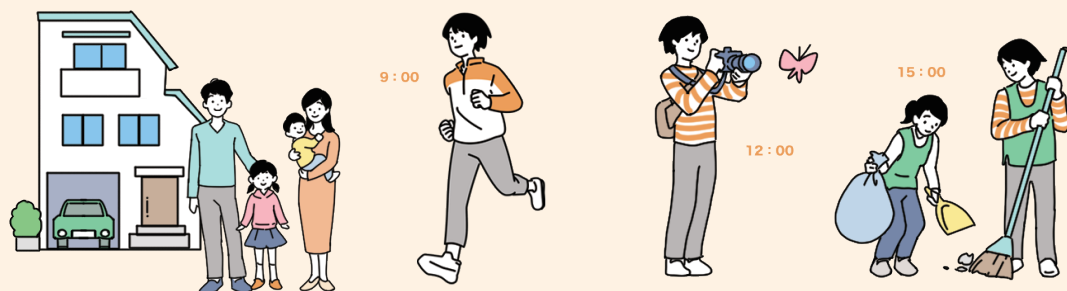


調査の時期

令和8年社会生活基本調査では 10月20日を基準として 個人や世帯に関する状況
過去1年間の自由時間における活動を調査します
また 1日の生活時間の配分については 10月17日から10月25日までの指定された
2日間の行動について調査します

主な調査事項

- ①世帯や世帯員に関すること
(「男女の別」「出生の年月」「ふだんの就業状態」など)
- ②過去1年間の自由時間における活動
(「スポーツ」「趣味・娯楽」「旅行・行楽」「ボランティア活動」など)
- ③1日の生活時間の配分など



調査はこのような流れで行われます

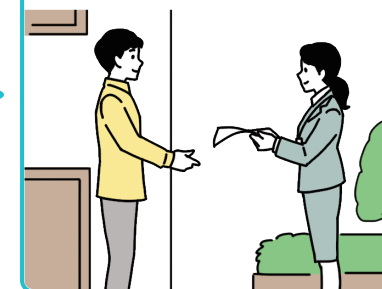
調査員が訪問

調査実施に先立ち 調査員が調査対象となる地域を確認し 全ての世帯を訪問して 事前のご案内リーフレットを配布します



調査書類の配布

調査員が調査対象となった世帯を訪問して 調査票などの書類を配布します



回答方法を選択

インターネットで回答するか 紙の調査票を調査員に提出するかを選択いただけます



インターネット
回答

調査員に
提出

集計

調査票に回答された内容は 厳重な情報管理体制のもと コンピュータで集計されます



結果の公表

集計結果はインターネットなどで公表されます



総務省統計局・地方公共団体へ

回答いただいた調査票は 都道府県に提出された後 最終的に 総務省統計局へ送られます



調査員が回収

調査員が調査票の回収に訪問します



個人情報 は 厳重に 保護 されます

調査票の保護



調査により集められた調査票の回答内容は 統計法によって厳重に保護されています

暗号化通信



インターネット上のデータの送受信は 盗み見等を防ぎ 安全な通信を行うために SSL/TLSによる暗号化通信を行っています

守秘義務



調査に従事する者(調査員・地方公共団体の職員など)には 統計法により厳格な守秘義務が課せられており 守秘義務違反があった場合の罰則も定められています